

入札制度が変わります ～条件付一般競争入札を導入～

4月1日から建設工事等の入札方法が変わります。

これまで、建設工事等の入札は指名競争入札により行ってきましたが、4月からは、原則、条件付一般競争入札となります。具体的な工事種別・対象金額は別表のとおりです。

●条件付一般競争入札とは

入札参加業者の資格に、一定の地域要件や技術など条件をつけて行う入札です。鹿屋市では、鹿屋市の格付を有することを条件としています。鹿屋市の格付を有する業者に限り、その格付の等級ごとに発注される工事に、自由に入札参加できるようになります。(特殊工事を除く)

※例＝現在、鹿屋市の土木Aに格付されている業者数は35社。これまでは、この35社の中から市が業者を指名していましたが、これからは35社が自由に入札に参加できます。

●入札の公告は市のホームページで

これまでは、指名通知で公示内容をお知らせできましたが、指名通知をしないことから、市のホームページで入札の公告を行います。

(原則：金曜日)

入札の情報は、全て市のホームページで公表するため、インターネットを利用できる環境が必要です。(平成20年度からは、県と同様に電子入札を導入予定)

●予定価格を事前公表

公告時に予定価格を公表します。

●最低制限価格の設定

工事の規模により、最低制限価格を設定します。この価格を下回る価格で入札した場合は失格となります。

最低制限価格を設定した場合は、設定の有無を公表します。

●申込みはFAXで

入札に参加する場合は、まず、入札参加申込書を財政課へFAXで送付します。入札参加申込みをせずに入札書だけを提出しても無効となりますので注意してください。

●設計図書等はCDで貸出

設計図書や図面等は、電子データ化します。入札参加申込者には指定された場所でCDを貸し出しますので、データをUSBメモリー等にダウンロードして取得してください。貸し出しの申込みは、事前に財政課までFAXでお申込みください。

●入札は郵便で

入札書は郵送していただきます。一堂に会する入札会は開催しません。

郵送の方法はホームページで公表します。

■別表 (工事種別及び対象金額)

| | 対象金額 | | |
|--------------------------|--|---------|---------|
| | 200万円以上 | 300万円以上 | 500万円以上 |
| ○建築設計監理業務委託 ○測量設計業務委託 | ○土木一式工事 ○電気工事 ○管工事 ○造園工事 ○上水道工事 ○下水道工事 ○安全施設 ○解体工事 ○オーバーレイ ○塗装防水工事 ○畳工事 ○機械器具設置等の特殊工事 | | ○建築一式工事 |

※対象金額未満の工事や緊急を要する災害復旧工事等は、これまでどおり指名競争入札により実施し入札会を行います。

【問い合わせ】

市財政課 ☎ 0994-31-1126